

○建築基準法施行規則（抄）

（委員の任期の基準）

第十条の十五の七 法第八十三条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 委員の任期は、二年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- 二 委員は、再任されることができること。
- 三 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。